



交通事故によってけがなどをしたときのため 〈市町村交通災害共済のご案内〉

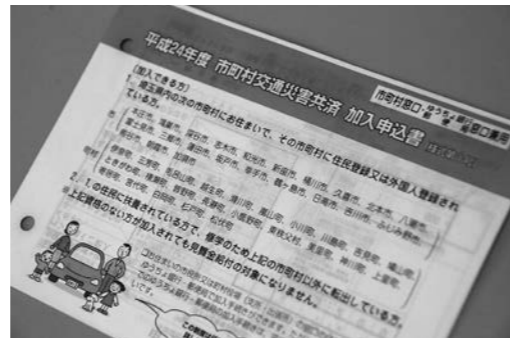
平成24年4月1日～平成25年3月31日までの期間対象

出張加入受付日程表

期日	時間	場所
2月27日(月)	午前9時30分～正午	農業センター
	午後1時30分～午後4時	みよし台第1区集会所
2月28日(火)	午前9時30分～正午	藤久保第1区集会所
	午後1時30分～午後4時	藤久保第3区集会所
2月29日(水)	午前9時30分～正午	藤久保公民館ロビー
	午後1時30分～午後4時	藤久保公民館ロビー
3月1日(木)	午前9時30分～正午	北永井第2区集会所
	午後1時30分～午後4時	北永井第3区集会所
3月2日(金)	午前9時30分～正午	中央公民館ロビー

【見舞金】
交通事故証明書が場合は22万円(死亡は120万円)を限度に治療日数に応じて支払われます。
【地域振興課】☎265・266
(274) 1053

申し込み忘れにご注意ください
市町村交通災害共済は、皆さんが会費を出し合い交通事故によってけがをしたり、死亡したときに見舞金を贈る制度です。
【会費】
一般900円、中学生以下500円
※1人1口限り
【共済期間】
平成24年4月1日～平成25年3月31日
【加入資格】
町内に居住し、住民基本台帳に



申込書は地域振興課などに置いてあります

記載または外国人登録のしている人。ただし、加入資格者の被扶養者で、修学のため町外に転出している人は、加入できません。
【申込方法】
2月27日(月)から地域振興課・うちよ銀行及び郵便局で受け付けます。
※3月1日(木)から藤久保・竹間沢の各出張所でも受け付けます。(土、日、祝日は除く。)
なお、2月27日(月)～3月2日(金)までは上記日程表の会場でも受け付けます。



三芳町政策研究所 〈未来創造みよし塾の最終報告会〉

2月29日(水)午後1時30分から藤久保公民館ホールで

「自治基本条例」「公共交通」「観光のまちづくり」の3つのテーマごとに研究報告等を行います。

三芳町政策研究所「未来創造みよし塾」の成果報告、政策提言を発表
【三芳町政策研究所の概要】
三芳町政策研究所「未来創造みよし塾」は、自治体の政策形成力を高め、市民研究者と職員研究者からなるプロジェクトチームにより調査・研究を行い、有効な政策提言を行うことを目的に設置されました。今年度は、「自治基本条例」「公共交通」「観光のまちづくり」の3つのテーマごとにチームを設置し、研究に取り組んでいます。
【発表の目的】
各プロジェクトチームにおける研究成果を報告するとともに、町に対して政策提言を行います。また、最終発表を公開の場で実施することにより、政策研究所の研究活動を広く周知することを目的としています。
【日時・場所】
2月29日(水)午後1時30分から藤久保公民館ホール
【プロジェクトチーム発表】
各プロジェクトチームの研究報告、政策提言を発表します。
【パネルディスカッション】
テーマ「三芳町の政策研究を振り返って」：政策研究所の活動を広く周知するとともに、来年度以降の発展を促すことを

当日のタイムスケジュール

時間	内容
13:30～13:40	開会・あいさつ
13:40～14:15	「自治基本条例」プロジェクトチーム発表
14:20～14:55	「公共交通」プロジェクトチーム発表
15:00～15:35	「観光のまちづくり」プロジェクトチーム発表
15:45～16:45	パネルディスカッション テーマ「三芳町の政策研究を振り返って」
16:45～16:55	総評・閉会

目的として、パネルディスカッションを行います。政策アドバイザーがコーディネーターとなり、各プロジェクトチームのアドバイザーをパネラーとして実施します。
【傍聴について】
申込みは不要です。なお、傍聴の方からは、各プロジェクトチームの発表では質疑は受け付けいたしません。
【今後の予定】
町では、政策研究所からの提言を受け、実現に向けて検討していきます。



住民の皆さんの安心のため 〈簡易型放射線測定器を無料で貸し出します〉

町内在住者などに2月13日(月)から貸し出し開始。詳細は下記をご覧ください



予約は環境産業課まで

2月13日(月)から貸し出し開始します
町では、町内に居住している人または、町内に事務所を有する個人及び法人の人が町内で空間放射線量を測定することに對して、簡易測定器(大気中の放射線量を測定する機器)の無料貸出しを始めます。
【貸出機器】
(株)堀場製作所製環境放射線モニタ I PA-11000 Radi
【貸出開始日】
2月13日(月)
【貸出期間】
平日午前9時から貸出し、同日の午後4時までに返却(土・日曜日、祝日、年末・年始は除く)
【貸出台数】
1回につき1台
【貸出方法】
電話または環境産業課窓口で予約をし、貸出日に申請書を提出してください。申請に当たり健康保険証・運転免許証・その他申請者本人であることが確認できる書類をご持参ください。法人の場合は、町内に事務所を有することが確認できる書類をご持参ください。



▲貸出する簡易放射線測定器

予約・問い合わせ先
環境産業課環境対策係 ☎218
(274) 1052
FAX (274) 1052



不法投棄は犯罪です！ 〈廃家電の適正処理にご協力ください〉

テレビの買い替え等で生じた廃テレビが増加しています。ごみの収集場所に出しても回収されません。不法投棄になります！

平成23年4月～9月における県内の不法投棄回収台数

品目	回収台数(9月末まで)	昨年度実績	対前年比(%)
エアコン	66	173	38.2
ブラウン管式テレビ	5,582	5,978	93.4
液晶プラズマテレビ	85	29	293.1
冷蔵庫・冷凍庫	737	1,084	68
洗濯機衣類乾燥機	406	670	60.6
全体	6,876	7,934	86.7

廃家電の適正処理にご協力ください
家電リサイクル法に基づいた適正なリサイクルと不法投棄の防止にご協力ください。
【対象】テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機
・適正なリサイクルには、リサイクル料金が必要です。
・ごみの収集場所に出しても回収されません。不法投棄になります。
正しいリサイクルの方法
■買い替え時に不用になった家電製品を処分するとき↓新しい製品を購入するお店に引き取りを頼む
■購入したお店がわからないとき↓環境産業課、または(財)家電製品協会 ☎03(35778)1406へ。

不法投棄は犯罪です
5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはこの両方の罰則を受けることがあります。
廃棄物の適正な処理と循環型社会の構築にご協力ください。
環境産業課環境対策係 ☎218
(274) 1052
FAX (274) 1052

